

第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時： 令和元年11月28日（木）午前10時から

会場： りゅーとぴあ 4階 ギャラリー

（司会）

ただ今より「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」を開催させていただきます。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして御礼申し上げます。私は司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送しご持参をお願いしたものがございます。はじめに本日机上配布させていただいた資料からご確認させていただきます。はじめに、「座席表」。それから資料6の差し替えということでA3横の資料が1枚、それから資料7ということで、これも一部差し替えとなります。それから次回の「日程調整表」ということで、後で報告いただきたいということで、「返信用封筒」もおつけしてございます。

続きまして、事前に送付させていただきました資料の確認をお願いいたします。はじめに、「次第」でございます。それから資料1といたしまして、「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会名簿」。資料2といたしまして、「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱」。資料3といたしまして、「現在の計画の概要版」。資料4といたしまして、「国の動向等」ということで2枚でございます。続きまして、資料5といたしまして、「新潟市地域福祉計画の位置づけ」。そして先ほどお配りした資料6の差し替えでございます。それから資料7といたしまして、「新潟市統計情報」。この中の一部のページ一部の箇所、差し替えをお願いしているものでございます。それから資料8といたしまして、「令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」。それから資料9といたしまして、「新潟市地域福祉計画 体系案」。最後に資料10といたしまして、「新潟市地域福祉計画 改定スケジュール」。以上でございます。不足がございましたらお知らせいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議の公開と議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この委員会につきましても傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても市の指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。また議録作成のために録音をさせていただきますことを、ご承知おきください。

続きまして、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

（福祉部長）

おはようございます。福祉部の佐久間と申します。皆さまにおかれましては大変お忙しい中、委員をお引受けいただき、また、本日もお足元の悪い中ご出席いただきまことにあり

がとうございます。地域福祉計画は、各区の特性を生かした区の計画と、また全市横断的な福祉の理念ですとか、目標、取り組みを記載する市計画とがございまして、皆さまにおかれましては、市計画の策定につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。現在の計画は 2015 年 3 月に策定したものとなりますが、その後国におきまして、生活困窮者自立支援法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯の防止等の推進に関する法律の施行といった、新たな動きがなされているところでございます。また昨今、超高齢少子化社会が進行する中で、当市におきましても、市民の皆さま方が抱えている課題等につきましては、非常に複合的な、縦割りの行政だけでは解決できない状況になってきております。そのような中、今後の計画ということで、来年以降一年間に渡り、委員の皆様から多岐に渡るご意見を賜りまして、福祉の進行に資するような計画を策定していきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日よろしくお願ひいたします。

(司会)

今回は初めての委員会でございますので、委員の皆さま方の自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿にしたがいまして、簡単で結構でございますので、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと思います。なお本日は、村山委員と寺山委員がご都合により欠席されております。石橋委員から順番にお願いしたいと思います。

(石橋委員)

新潟ボランティア連絡会の石橋と申します。名簿を拝見させていただくと、新潟県および新潟市および全国の手話通訳に関わる問題で、かなりお世話になった機関の方がたくさんいらっしゃいましたので、今後私自身も、参考にさせていただきたいと思いました。よろしくお願ひいたします。

(石本委員)

新潟NPO協会代表理事石本と申します。私の立場としては市民活動とか地域づくりという関係で、いろんな団体さんと行動させていただいておりますので、今回福祉の計画の中で、地域づくりという言葉がありますので、私の目線からは、地域づくりという目線で、ここで何か提案などできればいいのかなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(蛭原委員)

皆さん、おはようございます。パーソナルサポートセンターの蛭原と申します。先ほど資料の配布させていただきました。後でご査収いただければと思います。一言だけ、今回の福祉計画の大きな柱の一つとして、生活困窮者への支援が含まれているということが本当に私どもとしては関係して、ただ今回生活困窮とかあるいは再犯防止とか、何を意味し

ているのか、大事なところかと思えます。どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

(大沢委員)

私、新潟県弁護士会、高齢者・障害者の権利に関する委員会の副委員長、大沢と申します。今回の地域福祉計画の各区の計画の積み上げがありまして、その結果、成年後見制度や生活困窮者自立支援、再犯防止など、権利擁護に関する事項というものが落ちていたと思いますので、またDVなど、女性の権利の問題も重要だと思えますので、重要な関心をもって取り組みたいと思えます。よろしく願いいたします。

(小田委員)

8 区自治協議会会長会議座長を務めております、小田信雄と申します。反面、コミュニティ協議会会長会議の会長も務めております。今、地域にはこの 12 月から来年の 1 月早々にかけて、地域社会福祉計画の進捗状況の確認作業が進められております。そんな意味では地域福祉の先端で今、私ども奮闘していると伝えたいかと思えます。よろしく願いいたします。

(帯瀬委員)

新潟県司法書士会所属の司法書士の帯瀬利明と申します。新潟県司法書士会とは全く別の法人になるのですけれども、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部の支部長をしております。リーガルサポートなんですけれども、こちらは司法書士を会員とした公益社団法人でありまして、成年後見の権利擁護を公益目的とする社団法人です。今回はどちらかと言えば司法書士というよりはリーガルサポートの代表としての参加かなと思っております。成年後見のほうで関わらせていただくかなと思っております。よろしく願いいたします。

(金子委員)

おはようございます。新潟地域包括支援センター藤見・下山、保健師の金子です。新潟市 8 区 29 包括が高齢者の相談窓口ということで、活動をしております。私は東区におります包括です。どうぞよろしく願いいたします。

(小林委員)

私は、新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉の管理者という立場として、今日は来ております。普段は社会福祉法人中東福祉会の主に障がい福祉事業部の担当として仕事しております。この委員の立場でとなりますと、主に知的精神身体の障がいをお持ちの方の支援をどうしたらいいかということを中心に、そういった立場での委員かなと思っております。今日はよろしく願いいたします。

(佐々木委員)

おはようございます。新潟保護観察所の佐々木と申します。保護観察所は現在、主として犯罪とか非行とかで、今まさに保護観察を県内で受けている方もだいたい 400 人位いらっしゃいます。それと、全国の刑務所等々に入っていて、出るときには新潟県の親元に帰ってきたいだとか、そういったことで希望されている方がだいたい 500 人。どの時点でもそういうかたちで推移しているところでもあります。国の機関として法律上定まった期間については、保護司さんと一緒に指導していくのですが、定めが切れてしまうと、その後のことは市のお力添も必要になってくる。一人でも再犯の無いように、一人でも被害者が無いようにと、頑張っているところでございます。本当にこの策定は期待をしているところです。よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

皆さんいつも大変お世話になっております。新潟大学、高橋でございます。私、本来は、社会的養護とか、そちらの方が関心分野としてありますけれども、どういうわけか新潟市成年後見支援センター、立ち上げの前の検討会からずっと関わって、今に至ってきております。その成年後見のこと中心に、この会で建設的なものができればよろしいな、というふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(土田委員)

皆さん、おはようございます。新潟市老人クラブ連合会の副会長を務めさせていただいております、土田正榮と申します。老人クラブの連合会では、各 8 区の中でそれぞれ活動をしておりますけれども、私どもの活動は健康を損なわないように、一般的には高齢者の健康とか、そういうことでございます。それを含めた一番大きな問題は、これから私ども社会の奉仕という大きな壁があります。健康がなければ老人、高齢者は、中々社会奉仕もままならない状態と。もう一つは、今まで連合会という一つの大きなクラブ、単位というものがありましたけれども、これも多様化してきて、分散しているという状態が続いておるわけでございますが、それも大きな一つの目標の中において、社会奉仕的な横の繋がりを、これからしっかりと持っていかねばいけないと考えております。今後ともよろしくをお願いいたします。しっかりと勉強させていただきます。

(林委員)

皆さん、こんにちは。林正海と申します。新潟県社会福祉会の権利擁護センター「ばあとなあ新潟」の委員をやっております。今回は成年後見また再犯防止ということで、個人的にも非常に興味関心のあるところなんです。私の立場としては、権利擁護センターとして、高齢者や障がい者、児童等の権利擁護をするソーシャルワーカーの立場として、参加させていただきたいと思っております。個人的な成年後見の受任もしております。いわゆる刑務所から出た刑務者の方などや、あと、個人的にですが、数年間新潟刑務所でも高齢者や

障がい者の面接を担当しておりました。地域福祉計画策定には非常に関心と期待を持っているところです。一生懸命頑張りたいと思いますので、皆さまよろしく願いいたします。

(丸田委員)

皆さま、おはようございます。新潟医療福祉大学の丸田です。日頃は学生共々市民の方々と一緒に、地域福祉の推進に汗を沢山かいています。どうぞよろしく願いいたします。

(南委員)

皆さん、ごめんください。ここに書いてありますように、新潟市の民生児童委員協議会の連合会の地域福祉部会の会長をしているということで、今回こちらの席に寄せていただきましたが、皆さんご存知の方もと思いますけれども、3年に一度の民生委員一斉改正がございまして、私の任期は11月30日まででということございまして、この会議は最初で最後の会議になります。次の会長さんに引き継ぎたいなという思いで参加させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(本村委員)

こんにちは。新潟市社会福祉協議会の本村と申します。日頃地域福祉活動に大変ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。今回策定されます地域福祉計画をもとに、新潟市8区のそれぞれのカラーにあった、活動計画というものをしっかりと策定していきたいと、そういうふう考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(本山委員)

お世話になっております。新潟地方検察庁の本山と申します。私のほうでは再犯防止と社会復帰支援を担当させていただいております。いわゆる入口支援ということになるのですが、刑務所で服役される前の方、検察庁で警察から犯罪を犯して送検された方、この方について起訴をしないで不起訴処分とした場合、あるいは裁判を受けるのですが、罰金や科料の裁判を受けて釈放される方、あるいは刑務所に服役しないで執行猶予で釈放される方、この方につきまして、住居が無いとか、高齢の方あるいは障がいをお持ちの方、この方達を社会復帰させる為に各機関に繋げさせていただき、仕事をさせていただいております。色々こちらのほうは、新潟市さんをはじめご協力をいただくこととなりますので、この計画の策定に際しましても、より良くできる事をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。資料1の右側には成年後見制度分科会、また再犯防止分科会ということで、名簿を記載させていただいております。この2つの制度につきましては、

それぞれ個別に検討いただくために、分科会の設置を考えております。これら制度につきましては、後程資料の中で説明させていただきたいと思っております。

続きまして事務局を紹介いたします。福祉総務課長の野本でございます。

(事務局)

皆さん、おはようございます。福祉総務課長の野本です。本日はよろしくお願ひいたします。

(司会)

保護室長の新飯田でございます

(事務局)

お世話になっております。生活困窮者と生活保護を担当しております、新飯田と申します。よろしくお願ひいたします。

(司会)

担当係長の太谷でございます

(事務局)

太谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

保護室今井係長でございます。

(事務局)

保護室の係長の今井です。よろしくお願ひいたします。

(司会)

この地域福祉計画の担当でございます、横山です。

(事務局)

横山でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

同じく担当の田村です

(事務局)

田村です。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

同じく担当の蕨澤でございます。

(事務局)

蕨澤と申します。よろしく願いいたします。

(司会)

また、計画の関係課といたしまして、福祉部各課、こども未来部各課、市民生活課、男女共同参画課、こころの健康センター、雇用政策課、住環境政策課、契約課、学務課、地域教育推進課、学校支援課、各区の健康福祉課も参加させていただいております。皆さまどうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。委員長が選任されるまでは私のほうで進行させていただきます。

はじめに、議事(1)といたしまして、正副委員長の選出についてでございます。正副委員長選出は、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱第5条第1項により、委員の皆さまの互選により決定することとなっております。皆さまからのご推薦をお受けしたいと思っておりますが、皆さまよろしく願いいたします。

お願いします。

(林委員)

事務局に一任したいと思っておりますが、皆さまいかがでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。ただ今、林委員から事務局一任というご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

(会場)

はい。

(司会)

ありがとうございます。それでは事務局の案としてご説明させていただきます。現在の地域福祉計画を策定した際の委員会で、委員長は丸田委員、副委員長は本村委員に務めていただいております。事務局といたしましては、引き続き、丸田委員に委員長を、本村委員に副委員長を務めていただくのが適切と考えておりますが、いかがでございましょうか。

(会場)

(拍手)

(司会)

ありがとうございます。それでは、委員長は丸田委員、副委員長は本村委員にお願いいたします。恐れ入ります、委員長、副委員長は、委員長席、副委員長席へご移動お願いいたします。

それでは、委員長、副委員長より一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ただ今、委員長に選出いただきました、新潟医療福祉大学の丸田でございます。改めて本日はよろしくお願いいたします。長々しい挨拶は用意しておりません。地域共生社会という言葉は今日は使わないことといたしました。市民の方々と一緒に、どのような街づくりを目指すのか、基本的な考え方と具体的な施策あるいは方策を、明らかにする為の計画だという認識をしております。是非委員の方々からは活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。続きまして、副委員長よろしくお願いいたします。

(本村副委員長)

社会福祉協議会の本村と申します。私も特に考えておりませんでした。委員長をしっかり支えていけるよう、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは以降につきましては、委員長に進行をお願いしたいと思います。丸田委員長、お願いいたします。

(丸田委員長)

それでは、皆さまよろしくお願いいたします。次第に沿って議事を進めてまいります。議事の2、新潟市地域福祉計画の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の福祉総務課の野本でございます。日頃より皆さまにおかれましては、福祉行政の発展の為に、ご理解と協力を賜り本当にありがとうございます。この場をお借りしまし

て改めて御礼を申し上げます。これより資料に沿ってご説明させていただきますけれども、資料の枚数が大変多くなっており、恐縮でございます。私から資料 3～6 まで説明させていただきます。資料 7 以降は担当職員のほうからご説明させていただきます。

それでは資料 3「新潟市地域福祉計画 概要版」をご覧ください。こちらは今の計画の概要版でございます。表紙に計画期間が記載されていますが、2015 年度から 2020 年度までとなっており、来年度に計画最終年度を迎えることから、次期計画について、今後約一年かけて、委員の皆様からご審議いただきたいと考えております。

中面の見開き、こちらをご覧ください。左側には「地域福祉について」また「計画策定の背景と趣旨」「地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係」について記載がございます。右側のほうでございます。こちらに「基本理念と基本目標」について記載がしており、基本理念は「みんなで創(つく)ろう だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市(まち)『にいがた』」でございます。これは、「だれも」が、ただ暮らすだけではなく、安心して「心豊かに暮らせる」ような価値を持った「福祉の都市(まち)『にいがた』」を、市民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しております。また、基本目標は「私たちが支えあい、助け合う地域づくり」「安心・安全に暮らせる地域づくり」「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」の 4 本柱となっております。

続いて、裏面をご覧ください。「他計画との関係」についてでございます。地域福祉計画は最上位計画である新潟市総合計画の下で進めており、地域福祉推進の理念や方針が明らかにしています。高齢者や障がい者など福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示しております。地域の仕組みやそれぞれに関係する計画や施策を横断的に定め、総合的に推進する役割を果たすものです。

下段の「計画期間と評価について」でございますが、計画期間は 6 年となっております。下の表にございますように、地域福祉計画は平成 21 年度に初めて策定しました。その際は、国の指針によって「人口規模の大きな市町村、また相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい」とされていたこともありまして、行政区を単位として 8 区でそれぞれ特性や特色を生かしながら、計画を策定し取り組んでまいりました。その後、改定の時期を迎えまして、平成 27 年度からの現計画を策定する際に、地域福祉のあり方については、区だけでは無く、全市の考え方や方向性を示したほうが良いというご意見をいただいた事から、市計画と合わせて策定したところでございます。この資料の中ほどを開いていただきますと、こちらのほうに、今現在の各区の計画概要を記載しております。

続きまして資料 4 でございます。2 枚ものになっております。「国の動向等」をご覧ください。2015 年、平成 27 年でございますけれども、3 月に今の計画を策定いたしました。その後に施行された法律について、時系列で並べております。

はじめに、「ア. 生活困窮者自立支援法」をご覧ください。同法第 4 条に、市の責務が

記載されており、「市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」となっております。また、国からの通知では、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、街づくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付けて計画的に取り組むことが効果的であるとされております。制度の内容については、下の囲みをご覧ください。生活に困窮している方や、そのご家族などの相談に応じまして、一人ひとりに適した自立支援プランを作成し、必要な支援を実施しております。

支援事業であります、「住居確保給付金」、こちらは、就職活動を支えるため家賃相当額を有期で給付するものでございます。その横にございます「一時生活支援事業」は、住居を喪失した方に衣食住を提供するものでございます。ちょっと順番が変わりますが、左の一番下、「就労準備支援事業」は、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練の場を提供し、それでも就労し難い方については、民間が取り組むその上の「就労訓練事業」として、支援付きの作業機会等を提供するものでございます。次に右の真ん中に「家計相談支援事業」と記載しておりますが、現在は名前が変更しております、「家計改善支援事業」です。訂正をお願いします。大変失礼しました。この「家計改善支援事業」は、家計の立て直しを支援するものでございます。次にその下「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者への進学助言を実施するものでございます。

続きまして、右側のイのところです。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」をご覧ください。同法第 23 条において、「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等、地域機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める」ことになっております。また、2017 年 3 月に閣議決定されました「成年後見制度利用促進基本計画」においても市町村の役割が示されております。現在でも本市におきまして、成年後見支援センターを設置し、広報や相談、市民後見人養成研修などを実施しておりますが、市町村計画を策定し、その計画の中で、関係者が連携し、後見人等を支援する地域連携ネットワークや、同ネットワーク等を適切に運営していくために、中核となる機関を位置付けていくこととなります。国が示す地域連携ネットワークのイメージは図のとおりとなっております。なお、同基本計画では、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図り、進めることとされております。

続きまして、2 枚目にいきます。ウの「再犯の防止等の推進に関する法律」こちらをご覧ください。同法第 8 条において、「市町村は、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされています。2017 年 12 月に閣議決定されました「再犯防止推進計画」において、下の囲みに記載の 7 項目が重点課題とされ、市町村においても同計画を勘案し、市町村計画を定めていくこととなります。また、同計画では地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たって、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられるとされています。

続きまして、エでございます。「社会福祉法」をご覧ください。同法第 106 条の 3 において「包括的な支援体制の整備」、107 条において「市町村地域福祉計画」、それぞれ記載されております。2018 年 4 月の社会福祉法の一部改正におきまして、地域共生社会の実現に向けて、地域住民を地域福祉の推進に努める主体と位置づけられたところがございます。下段の地域共生社会とは、をご覧ください。高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画して、人と人、人と資源とが、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこととっております。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとなります。地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、福祉の上位計画として位置づけることとなりました。

以上のことから、今ほど説明させていただいたアからエの制度について、次期地域福祉計画に記載させていただこうと考えています。

次に資料 5 でございます。「新潟市地域福祉計画の位置づけ」になります。

始めに「新潟市総合計画との関係」です。新潟市総合計画は本市の定める最上位計画となります。将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すものであります。地域福祉計画は新潟市総合計画で示された将来の本市の 3 つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものとなります。

続きまして、「地域福祉計画の構成」でございます。先ほどご説明した通り、今の計画には市計画と区計画があり、次期計画も同様にしたいと考えています。市計画は、全市横断的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするものとし、区計画は、地域づくりの最前線である区において、各区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載することとなります。

次に「福祉に関する分野別計画との関係」でございます。資料 4 でもご説明いたしましたが、福祉計画は福祉分野の上位計画と位置づけられます。また、高齢者、障がい者など、各分野別計画に記載・進行管理されている各分野の具体的な取り組み内容及び目標等についてはそれぞれの計画に委任し、市計画には記載しないことと考えております。

次に「地域福祉活動計画との関係」でございます。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。区計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあり、区ごとに一体的に策定することとなります。

次に「計画期間」でございます。現在の計画と同様に 6 年を予定しております。右側は、今ほどご説明した、地域福祉計画とその他の計画との関係性のイメージ図となっております。

続きまして、資料 6 でございます。こちらは差し替えがございました。差し替えたほうをどうぞご覧ください。「関連する計画と計画期間」でございます。関連する各分野別の計画とその計画期間を記載しております。青色の新潟市総合計画を最上位計画として、福

社に関連する計画を一覧にしております。ご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、私からは以上となります。引き続き資料 7 以降につきましては担当のほうからご説明させていただきます。

改めまして担当の横山でございます。私から説明させていただきます。

資料 7「新潟市統計情報」、こちらをご覧ください。「1 人口と高齢化率の推移」です。国勢調査の実績値と、将来の推計値であり、平成 17 年をピークに人口が減少していくこととなります。また、高齢者人口は「団塊の世代」が高齢者になった平成 27 年に 21.7 万人となり、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推移となります。

次に「2 世帯数と世帯人数の推移」をご覧ください。世帯数は年々増加し、それに伴い、世帯人口は減少しています。

続きまして、2 ページをお開きください。「3 一般世帯における世帯人数別世帯数の推移」でございます。1人世帯、2人世帯の数が増加し、5人以上世帯の数が減少しています。

次に「4 高齢者単身世帯数と単身世帯数における割合の推移」です。高齢者の単身世帯数が増加しており、単身世帯数における割合も上昇しています。

次に 3 ページをご覧ください。「5 平均寿命の推移」と「6 新潟市・新潟県・全国の平均寿命の比較」です。平均寿命は男女ともに伸びており、本市は新潟県や全国と比べても高くなっています。

次に 4 ページをご覧ください。「7 平均余命と健康寿命の推移」です。青色で示されている平均余命は 65 歳の人があと何年生きられるかという期待値で、オレンジ色の健康寿命は「健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間」であり、介護保険制度の要介護 2～5 を不健康な状態とし、それ以外を健康な状態と定義づけ算出しています。赤矢印の平均余命と健康寿命の差が不健康な期間であり、男性は女性よりも不健康な期間が短くなっています。

次に「8 要介護度別認定者数と高齢者人口に占める割合の推移」です。要支援 1 から要介護 5 の方の総数は増加していますが、高齢者人口に占める割合は横ばいとなっております。

次に 5 ページをご覧ください。「9 認知症高齢者数と介護認定者に占める割合の推移」です。この統計における認知症高齢者とは、介護認定申請時における認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱa である、日常生活に支障をきたすような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態以上に該当する方のことであり、認知症高齢者数は増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっております。

次に「10 生活保護受給者数と受給率の推移」です。リーマンショックの際に受給者数と受給率ともに上昇いたしましたが、近年は横ばいとなっております。

次に 6 ページをご覧ください。「11 生活保護受給世帯数の推移」です。世帯数が増加しています。その中でも高齢者世帯が半分を占めており、そのうち 9 割以上が単身世帯となります。

次に「12 生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移」です。新規相談受付件数は減少していますが、自立支援プランの作成件数は増加しています。新規相談受付件数の減少は、有効求人倍率の上昇や関係機関による支援の強化などが影響しており、自立支援プランの作成件数の増加は、就職した後も再プランを策定し定着支援を行っていることなどが影響しています。

次に 7 ページをご覧ください。13-1 から 13-3 は、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの保持者数の推移」です。身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

続きまして 8 ページをご覧ください。「14 合計特殊出生率の推移」です。過去最低だった平成 14 年から 18 年の 1.22 と比べると若干上昇していますが、依然として人口を維持するのに必要とされる「2.07」を下回り、1.3%台で推移しています。

次に「15 ひとり親世帯・人員数の推移」です。世帯数、人員数ともに横ばいとなっております。

次に 9 ページ、「16 児童虐待対応件数の推移」です。対応件数が増加しています。所管所属に確認したところ、もっとも増加している心理的虐待につきましては、児童が同居する家庭において配偶者に対する DV がある事案で、警察からの連絡が増加しているとのことです。また、児童相談所全国共通ナビダイヤルが 2015 年 7 月に 10 桁の番号から 3 桁の番号に変更され、広報やマスコミ報道で、児童虐待に対する意識が高まったことや、関係機関との連携が高まったことも、増加の要因と考えております。

続きまして 17 ですが、こちらにつきましては、本日配布させていただきました差し替えの資料をご覧ください。「17 保育園定員と入所者数、充足率の推移」です。保育定員と入所者数ともに増加していますが、保育定員に対する入所者数である充足率は減少しております。

資料戻りまして、10 ページをご覧ください。「18 自殺死亡率の推移」です。自殺死亡率は減少していますが、平成 30 年は政令市の中で、下から 2 番目の数字となっております。

次に「19 成年後見制度利用者数」です。こちらは令和元年 10 月 31 日時点の利用者数で、後見が大半を占めております。

次に 11 ページ、「20 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数の推移」です。新潟家庭裁判所本庁は、新潟市、五泉市、燕市、阿賀町、弥彦村を管轄しており、その合計の利用者数であり、年々増加しています。なお、5 市町村中、新潟市が大半を占めていると思われれます。

次に「21 新潟県における刑法犯検挙者数及び再犯者率の推移」です。刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯率は横ばいとなっております。

以上で資料 7 の説明を終わらせていただきます。

続きまして資料 8「令和元年度 新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」についてでございます。まずは 1 ページをご覧ください。1 ページの中ほど、「3. 調査設計」と記載がございます。対象地域は新潟市全域、対象者数は満 20 歳以上の男女個人、標本数

は 4,000 人で、住民基本台帳より無作為に抽出いたしました。その下「4.回収結果」をご覧ください。有効回答数は 2,090 件で回答率は 52.2%でした。なお、現在の計画を策定する際にも同様の計画を実施しております。その際は 4,000 人にお送りし、有効回答数は 2,323 件、回答率は 58.1%でした。

時間の都合もございますので、部分的にご説明させていただきます。まずは 5 ページをお開きください。問 7 の地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況です。知っている割合が 25.8%、知らない割合が 72.6%でした。知っている割合は前回調査からわずかですが上昇しております。

続きまして 8 ページをお開きください。問 8 といたしまして、日ごろの生活の中で悩みや不安を感じることにについての質問です。60%弱の方が「自分や家族の老後のこと」や「健康のことについて」と回答しています。また、前回調査に比べ、上から 4 番目の「介護に関すること」と回答している割合が若干高くなっております。その下「自分や家族が亡くなった後のこと」は、今回の調査で新たに追加した項目です。

続きまして 25 ページをお開きください。問 13 として、福祉について関心を持っていることについての質問です。約 60%の方が「高齢者の介護やその予防について」と回答しています。その後、「健康の保持や増進について」「子育てや子どもの教育について」が続きます。前回調査に比べまして、上から 5 番目の「障がいのある人の自立や社会参加について」とその下、「家庭内暴力、児童虐待、ひきこもりなどについて」の割合が高くなっております。

次に 37 ページをお開きください。こちら問 16 といたしまして、地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係についての質問です。約半数の方が「協力は必要だと思う」と回答しています。また、「必要だが難しいと思う」と回答した方も 40%おり、必要と感じている方は 90%を超えています。

次に 59 ページをお開きください。問 20 といたしまして、ご近所に困っている方がいた場合に、頼まれたらできることについての質問となっています。続きの 60 ページに、結果を掲載しております。「①近隣への声かけや安否の確認」「②ごみ出しや買い物の手伝い」は、「かなりできる」と「ときどきできる」の割合の合計で、50%を超えています。

続きまして 68 ページをお開きください。問 21 といたしまして、住んでいる地域を、より住みやすくするために必要なことについての質問です。半分以上の方が「住民同士の声かけ、助け合いなど「近所づきあい」がある」と回答しており、その後、「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」「犯罪が起きにくい地域の環境が整備されている」が続き、「犯罪が起きにくい地域の環境が整備されている」につきましては前回調査と比べても割合が高くなっております。

次に 76 ページをお開きください。問 23 といたしまして、地域福祉を推進するために新潟市が力を入れるべきことについての質問です。約 40%の方が「地域を担う人材の育成」と回答しており、その後「地域の課題やニーズの把握」「情報提供や相談できる場所の設置」が続きます。前回調査に比べ、「地域を担う人材の育成」「地域の課題やニーズの把

握」「サービスが利用できない人への対応」「地域の課題等を共有する場所・機会の提供」の割合が高くなっております。

次に 79 ページをお開きください。問 24 といたしまして、新潟市社会福祉協議会の認知状況についての質問です。20%弱の方が「名前も活動もいくつか知っている」。50%弱の方が「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」と回答しており、両回答の合計割合は前回調査に比べ若干高くなっています。

次に 82 ページをお開きください。問 24-1 として、問 24 で「名前も活動もいくつか知っている」「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」と回答した方のうち、新潟市社会福祉協議会に期待することについての質問です。次の 83 ページをお開きください。約 45%の方が「地域の見守り・ささえあい活動の推進・支援」と回答しており、その後に「福祉に関する総合的な相談窓口の充実」「地域包括ケアの推進」と続きます。前回調査に比べ、「地域の見守り・ささえあい活動の推進・支援」「地域包括ケアの推進」「子育て支援に関する事業」の割合が高くなっています。

次に 87 ページをお開きください。87 ページ以降の質問につきましては、全て今回調査で新たに追加した質問です。問 25 といたしまして、生活困窮者自立支援制度の認知状況についての質問です。35%の方が「知っている」と回答しています。

続いて 100 ページをお開きください。問 27 といたしまして、生活困窮に関する相談先の認知状況についての質問です。こちらも約 35%の方が「知っている」と回答しており、先ほどの問 25 の認知状況とほぼ同じ割合でした。

次、106 ページをお開きください。問 28 といたしまして、成年後見制度の認知状況についての質問です。60%弱の方が「知っている」と回答しています。

続いて 117 ページをお開きください。問 31 といたしまして、成年後見制度推進のため、国や地方公共団体が進めるべき取組についての質問です。40%強の方が「周知・広報」と回答しており、その後に「相談窓口の設置・増設」「市民後見人などの担い手の育成」と続きます。また、「分からない」と回答した方も 20%弱いました。

次に 123 ページをお開きください。問 33 といたしまして、再犯防止のために必要と思うことについての質問です。半分以上の方が「保護観察官や保護司の指導の充実」と回答しており、その後に「住居等を確保し生活基盤を築かせる」「被害者等の心情を理解させる」が続きます。また、「分からない」と回答した方も 20%弱いました。

以上が「新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」についての説明です。

続きまして 資料 9「新潟市地域福祉計画 体系案」でございます。左側が現計画の体系、右側が次期計画の体系案となっております。次期計画で新規に掲載予定の部分には「新規」と掲載しています。第 3 章の国等の状況は、本日の資料 4 などについて掲載する予定です。また、第 5 章の具体的な取り組みは、資料 5 で説明した通り、各分野別計画に記載されている施策につきましては、市計画に記載しないことといたしますが、生活困窮者支援など、市全体で取り組んでいきます施策につきましては、新たに市計画に盛り込んでいく予定となっております。現計画でもそうですが、市計画は福祉に関する全市横断的な

理念・目標を定め、各所属で行っている施策に横ぐしを通す指針としたいと思っております。

続きまして、資料 10 をご覧ください。

資料 10「新潟市地域福祉計画改定スケジュール」についてです。再来年の 3 月までのおおまかなスケジュールになっています。本日、第 1 回目の委員会に置いて、現状の説明と今後の進め方等を確認させていただきたいと思っております。次回は、12 月に委員会を予定しており、その際に、基本理念と基本目標を提示させていただき予定となっています。基本理念と基本目標は素案審議の過程において修正を加えることも考えられますけれども、まずは区計画を含めた地域福祉計画全体の理念と目標の方向性を決めさせていただきたいと考えています。第 2 回の委員会で方向性が固まらない場合、来年 1 月に第 3 回の委員会を開催させていただきたいと考えています。

また、資料 4 の「国の動向等」で説明させていただいた通り、新たな制度について次期計画に掲載させていただき予定となっています。そこで、成年後見制度と再犯防止に関しましては、まずは分科会を開催させていただき、分科会でご確認をいただいた内容を、全体会で改めてご確認いただきたいと思いますと考えています。分科会は来月から開催させていただき予定となっています。進捗状況にもよりますが、各分科会は最大で 4 回開催させていただき、分科会のご意見を踏まえ、3 月の全体会に素案を示させていただき予定となっています。その後は 2、3 カ月に 1 回程度ご審議いただき、来年の 12 月にパブリックコメントを実施し、再来年の 3 月に次期計画を策定する予定としています。その間、分科会の委員の皆さまには、素案の審議状況をご報告させていただき予定となっています。

以上で、資料を説明させていただきました。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ではこの後の進め方ですけれども、ただ今現状に関する事、それから今後の進め方についてご説明いただきました。まず、事務局に対する質問がありましたら、お願いをしたいと思います。主たる目的は新潟市の現状あるいは、解決しなければいけない課題について委員の間で共有をしたいと思いますので、それぞれのお立場からご質問をいただきたいと思います。それから、意見交換ですが、今日は、委員相互の意見の交換、あるいは委員と事務局との意見交換は想定しておりません。それぞれの委員の立場で、今後 2 回目以降に議論していかねばいけない事柄、あるいは論点などについて、是非このようなことを議論したい、このようなことを議論の目標にしたいという意見がありましたら、是非お出しいただきたいと思います。そのお出しいただいた意見については、一問一答形式で事務局と今日、やりとりをすることは想定しておりませんので、現状の課題を共有するための多くの質問と、それから議論を活発にするための議論すべき事柄、あるいは論点について、是非ご意見をいただきたいと思います。なお、ご発言にあたりましては、議事録の作成の関係もありますので、恐縮ですが、お名前を述べていただいてからご発言をいただきたいと思います。では、どうぞどなたからでもご質問が

ありましたらお願いいたします。

(大沢委員)

大沢でございます。新潟市の男女平等参画行動計画の中では、DV、新潟市配偶者からの暴力防止被害者支援基本計画と今回の地域福祉計画との関係というのはどのようなものかを教えてください。

(丸田委員長)

では、事務局からお願いいたします

(事務局)

福祉分野の上位計画ということになりますので、男女の計画の上位になるかは検討が必要ですが、関係事業につきましては、掲載させていただこうと考えています。他の計画に記載しているものにつきましては、地域福祉計画には記載しないということになっておりますので、事業名とこの計画のこの部分に掲載していますぐらいになるかもしれませんが、関係していれば、もちろん掲載を考えさせていただきたいと思っています。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか、児童虐待の背景にはDVの問題が大きく作用していますので、おそらくこの場で議論していくことになるであろうと想定をしております。

他にいかがでしょうか。お願いいたします

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンターの蛭原でございます。資料 10 についてお尋ねしたいと思います。まず、感想めいたお話しから。日々、困窮している方の支援が、なかなか計画的に思うようにすすまないこともめずらしくないです。そんな中で、再来年 3 月までの工程表ができておって、こういうことで説明できるというのは本当に素晴らしいことだと思います。それで、成年後見と再犯防止については分科会を作ると。困窮分野についてはそれをせず。困窮者支援に日々携わる私どもですから、ここでの議論の素材っていうのでしょうか、それはどういうかたちで示すのか、別途、事務局と言いますか基礎資料だけ出していくのか、その辺がワーキンググループでどうするのかなど、感じたところです。以上です。

(丸田委員長)

事務局からお考えをお示してください

(石橋委員)

関連で。

ボランティア連絡会の石橋です。関連してですが、アンケート調査は例年ではされたということなのですが、例えば、総合計画と地域福祉計画の整合性を踏まえて、計画に対する評価というものがあれば、私ども委員としての現状課題整理と、評価を別に、参考になるのでは無いか、そういうものが無いと、出しにくいのかなという印象がありましたのでお願いします。

(丸田委員長)

では、2点があったかと思いますが、議論していく元となる基礎データをどうするか、それからこれからの評価をどうするのかということで、お考えを是非お聞かせください。

(事務局)

ありがとうございます。一番最初の質問でございますが、分科会以外のものにつきましては、素案を作る際は、関係機関と必ず意見交換した上で、3月に提示したいと考えております。生活困窮の関係でも関係機関からご意見を伺ったうえで、正式に3月に素案提示と考えてございます。

次に、今現在の評価ということでございます。次回の委員会で理念と目標等を確認させていただきますが、それに付随して、現在の計画がどういったかたちで進んでいるかということをお示ししたいと考えておりますので、そういったかたちで進めさせていただきたいと思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。お願いいたします。

それぞれ、専門の分野からご出席をいただいておりますので、新潟市の現状について、お互い理解を深めていく上で、ご質問いただけると、ありがたいですが、いかがでしょうか。皆さんで今後理解を共有していく上で、質問がありましたらお願いします。

(高橋委員)

新潟市の話というより、国の基本的な考え方の話になりますけれど、ここ20年くらいの間に、それぞれの分野で、いわゆる自治体が、計画を作成して、その計画に沿って進めていきなさい、ということです。障がい者、子供、子育て、あるいは高齢に関していうと、いろいろな計画があります。現在の介護計画、あるいは福祉計画もありますけれども、そういうものがものすごく乱立しているわけですね。一部の自治体に関して中を見させていただくと、この計画で書いてあることと、別の計画に書いてあることと、整合性が取れないことがあります。要するに、福祉に関する様々な計画の、いわゆるコアになる考え方をどこでどうやって示し、管理していくのか。非常に重要だと思います。おそらくそういうことを様々な分野の方々から、ご意見が出た結果として、社会福祉法が改正され、地域

福祉計画をコアの部分として、位置づける。そういうことになりますと、地域福祉計画というのは、すみません、私は新潟市民じゃないものですから、人事のように言いますけれども、新潟市が、福祉をどういうふうに進めていくかということ、本当の基本の考え方を示すものということになる。今までよりもこの地域福祉計画の重要性が増したというのが、今考えておるところです。国が示す方向通りでもまずいだろうし、あるいは新潟市独自と言って独りよがりのもので、やっぱり駄目だと思います。その辺皆さんのご意見をいろいろ出し合って、まとめられれば、大変よろしいのかなと思います。

(丸田委員長)

ただ今ご意見をいただきました。よろしく願いいたします。他にいかかでしょうか。

(佐々木委員)

新潟保護観察所の佐々木です。今後の進め方ということで、私も他の制度とかよくわからないのですが、再犯防止の分科会については、我々からすれば、対象となる方が目の前にいることが想定できるのですが、そういったかたちで、分科会を開催する時に、個別具体的に対応していただくのは、市役所というよりは、区役所なのだろうと思うのです。そうなった時に、分科会の時に、市役所の方だけがいらっしゃるのか、区役所の窓口の方がいらっしゃるのか。市は、ある程度大きなことを想定していかなければならないし、もう一つ、確実に支えなければいけないというところもあるので、そうすると、人選というのですか、それをどうお考えになられているのか。うちとすれば、可能な限り区の職員の方もいらっしゃっていただければ、いいかなと思うのですが、その辺どうお考えになられているのかを知りたい。

(丸田委員長)

ただちに即答いただいてもいいのですが、一旦ご意見として受け止めさせていただいて、12月に予定されております分科会までに、ご指摘いただいたことを整理しながら効果的な議論ができるように、ご検討いただいてもよろしいですか。今日の段階ではどのようなコメントになりますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、確かに現場の現実性を求めるというご意見ももっともなことだと思いますので、区役所も参加できるよう案内したいと思っております。

(丸田委員長)

おそらく区によっては、矯正施設から出てこられる方々の自立をどう支援していくかということについて、ばらつきがあるかと思いますが、ご意見については、受け止めて

ご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(石本委員)

石本です。大きくは二点です。一点目が、今週の月曜日に厚労省から地域共生社会推進に関する街骨子案というものが出されていたと思うのですが、その中で、参加と交流をどうやって促していくのか、また、他の政策とどうやって連携していくのか。大きく二点が示されていたかと思うのですが、これらが今後の論点の一つになるかなと思っています。特にこの政策に近いところは、今日もいろいろな部署の皆さんがいらっしゃるのですが、地域づくりという観点において市民協働課の方々がいらっしゃらないなと疑問に思っています。市民協働課ではモデルとしてコミュニティ協議会で住民アンケートを取りながら、どうやって地域の課題解決を進めていくのかをすすめています。私もいろんな地域にお邪魔していますが、その際かならずコミ協などが、課題解決していく中で、福祉という部分が出てきますので、そういったこともここにきっと関わってくるのではないかなと思っています。今後、協働課の方に来ていただくとか、論点として出していくということが大事なかなと思っています。

二点目は、今、他の部署の計画策定にも関わらせていただいています。新潟市の総合計画としてSDGsの位置づけで計画を見直していくことをされていたかと思えます。他の部署での計画でも、環境の分野であっても結果として福祉だったりとか、まちづくりとかいろいろ関わっていくという視点で計画を取りまとめていただいていますので、こちらの福祉計画もSDGsの観点で取りまとめていくといったことも視野に入れておいていただけるといいのかなと思っています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。事務局からコメントがありましたらお願いいたします。

(事務局)

最初の市民協働課というお話出ましたけれども、市民協働課のほうにも声を掛けさせていただきます。またSDGsの観点につきましても、担当課と相談しながら検討していきたいと思っています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。SDGsまで出てまいりましたが、初めてお耳にする方もいるかもしれません。意見については記録させていただいて、次回までに事務局で相談しておきたいと思っています。他にいかがでしょうか。だいぶ意見もいただいておりますので、質問に限らず、これからの議論を深めていく上で、こういったことについて議論していきたい、あるいはここを論点にしていきたいということで、ご意見がありましたら、いただきたい

と思います。

(本村副委員長)

先ほどの調査結果の中で、社会福祉協議会の認知度が非常に低いのです。社会福祉協議会の理事会でも評議委員会でも、しょっちゅうこれが論議になるのです。いろんな資料をあちこちに配布し、回覧を回していただいて、いろんな行動をとっているのですが、よくわからない。名前は聞いたことがあるということですが、どういうふうにして市民の皆さんに。実際、地域福祉計画を策定したものを、各区でそれを実行して活動していくのは我々ですので、我々も、そんな状況ではということで、非常に心配と不安を抱いておるのですが、こういうふうにするともう少しわかってもらえるのではないかと、ありましたら、お教えいただきたいという、お願いです。

(丸田委員長)

質問させていただいてよろしいでしょうか。常々関会長さんは、市民は社会福祉協議会の株主であるとおっしゃっています。したがって社会福祉協議会は、自らの活動なり事業の成果をちゃんと株主に還元して、そのことを株主である市民から理解をしてもらうというお考えを持っていらっしゃるのではないかなと理解しています。その辺が社会福祉協議会の職員の方々の中に、十分浸透しているのだらうと思うのですが、いかがでしょうか。

(本村副委員長)

そうですね。朱鷺メッセで会員大会をやっているのですが、中々会員としての自覚が薄いというか。社会福祉協議会の会費をいただきます。ある区は、領収証を渡しています。この領収書が会員証になりますので大切に保管してください、という区もあるんです。そういうことから広げていって、自分は社会福祉協議会の会員であるということを、広げていく必要があるのではないかなと。赤十字社のような会員とまた社会福祉協議会の会員との認識というか、その辺のところ、まだまだ会員という言葉で浸透していない。

(小田委員)

今、副委員長さんの発言、同感なんです、このアンケートの結果をいろんな観点から見ましても、周知度合いが極めて低いものが多ございます。ということは、このすばらしい新潟市の福祉計画、総合計画、各区で設定をされています地区の福祉計画、それからまた更に地域に入りますと、地域の福祉計画も立案されています。それを検証する時期に入っています。先ほど、この計画の検証結果も出てこないのは、少しおかしいのではないかと、というご意見をいただいて、まったくその通りでございます。こういう様々な素晴らしい計画や制度の感覚が、市民の生活感覚からすると相当かい離している点がございまして。周知の度合いが低いことが、まさにそれを物語っているのですけれども。今の全てのこういう福祉計画が、手を挙げなければ福祉の恩恵に浴せられないという、非常に合理的な面は

ありますけれども、そこで生活をしたり、苦しんでいる、あるいは困窮している皆さん方からすると、手を挙げる余裕さえもない人も、もちろんいます。手を挙げる能力が欠如した方もいらっしゃると思います。基本的な理念の中でかつての小さな町や村で行われていたように、手を挙げるのを待つのではなくて、声をかけて手をさわる、この姿勢が全体の理念の中で生きてこない、非常に立派なものができますけれども、魂が入らないものになってしまう。残念ながら、町や都市が大きくなると、その暖かさ、体感を感じる福祉の姿勢では無くなってまいります。そんな意味で、それを感じる為に、協働のスタイルをどう構築していくか、これを大きな柱として動いていかなければならない。したがって市民協働課も参加するという事は極めて重要な考えだと思います。協働でお互いが声を掛け合う、手をさわれば体感、暖かさを感じられる福祉計画になればなど、思っています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。事務局にはコメントを求めません。是非これは論点、議論していく上での大事なポイントにさせていただきたいと思っております。他にいかがでしょうか。

(高橋委員)

今の社協の周知の事について、ちょっと違う視点の考え方、こういうふうにも言えるというお話をさせていただきたいと思うのですが。社協がやっていることは様々なところで効果的な支援に繋がってきている、そのプロセスの中では、ずいぶん広がってきているのだろうと思います。というのは、社会福祉協議会というシステム面は、皆さん知らないのですけれども、その一つ一つのパーツである、例えば成年後見支援センターであるとか、基幹相談支援センターであるとか、きらきらであるとか、あるいは区によっては地域包括をやっているところもある。先ほどから話題になっているDVの関係であれば、ふじみもさつき荘も社協が運営しているわけです。おそらくそういうパーツパーツのことに关しては、その支援を受けている人あるいは関係者に普及しているのだろうけれども、システムの名義としての社協と言われると、なんですかという話になるのではないかなと、考えておりました。反論とかなんとかではなくて、こういう見方もできるのではないかなということで、お話しさせていただきました。

(本村副委員長)

ありがとうございました。本当によく実感できました。

(南委員)

民生委員の立場といたしますか、私たちは住民の方と直接接する立場でおりますので、社協の話がありましたけれど、社会福祉協議会の事業で今日は友愛訪問に来ましたというかたちで声掛けをしております。そして学校でも福祉の体験でしょうか、車いす会とか、そういう障がい者の方の体験なんかも、社会福祉協議会の方が来て一生懸命やってらっしゃ

る。今の子供たちは、大人になればわかるのではないかという、子供の時からそういうかたちで、社会福祉協議会の名前をPRする必要が、大事なんじゃないかなと思っております。民生委員の立場でも、民生委員一生懸命やっているようではすけれども、住民の方にちょっと認知されないような、パーセンテージが出ておまして。民生委員ですというジャンパーを着て、見回りなどもやって、なるべくPRはしておりますが、PRというのが必要ではなかろうかと。そうすると困ったことなんかも、ちょっとお声かけしてくれる。私などはパトロールでジャンパーを着ている時に、住民の方から、あなた民生委員ですね、ということで声掛けされて、ちょっと今困っていることがあると、そういうことで相談されたようなことがあるので。私たちにはジャンパーなどもあつたりして、いろんな広報誌などを通じてPRというのは大事なことでなかろうかと、思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(土田委員)

老人クラブからまいりました土田正榮でございます。私のところは西蒲区でございまして、西蒲区でも今、いろんな取り組みをやっておりますけれども、その繋がっているクラブがあるわけでございますが、今お話にありましたように、社会福祉協議会のやっていることが、いろいろお話にありましたけど、その中において直に、世帯で回覧板がございしますので、その回覧板の中に、カラー書きで結構、社会福祉協議会がやっている、こういう仕事をしますよということが時々入ってきます。私どもにおきましては、子供会も活躍しております、民生委員の方もおられますけど。そういうのも利用しまして、こういうふうに使われていると。前後になりますけど、封筒が来まして寄付のお願いがきますけれど、家庭内で子供さんたち、また老人会のおじいちゃんおばあちゃんたち、こういうふうに使われているんですよ、ということをして話をされているご家庭が多くて、私どももそれを進めております。社会福祉協議会といいますと、昔から暮れになりますと大会、寄付のということで、出てきます。何をやっているかということをして直に皆さんに浸透していることが、西蒲区ではだいぶ一生懸命やっという感じがしますので、各区のそれぞれの事柄についてやっていければ、あまりご心配なされない、お金の方は心配もあるかと思っておりますけれども、浸透していくということについては、PR化が非常に進んでいるのではないかなと思います。私ども老人クラブも一緒に進めさせていただいています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。元気が出る発言をいただきました。お隣の林さんご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(林委員)

林です。質問という事では無いのですが、お話しさせていただきます。お話しいただいた社会福祉協議会のところ、先生と同じ意見で、システム面としてはわかっていけれど、実感としては知られてきているのではないかなと思います。どうしてもさまざまな事業がある中で、自分たちを知ってもらいたい、知っていただいているかどうかという、支援者側の不安感はあるかと思いますが、やはり大事なのは利用者センターで考える事。一人の目線、一人の頭で、高齢者の方、障がい者の方、子供さん、お母さんお父さんが、自分の頭で全ての事業名や事業を理解するのというのは、難しいかと思います。ただ、その方たちに支援が必要だったりもします。そうすると、先ほどお話にあった申請主義のところもある。やはりネットワークというのが大事になってきて、この地域福祉計画とかで、各区、各支援機関、各支援者まで、実働の方たちまでが、横にちゃんとしっかりと効果的に繋がっていくことが、必要かなと思っております。それが、成年後見制度のところ、地域連携ネットワークでありますし、再犯防止のところでは、入口支援、出口支援というところで、具体的にそこからなにができるのか、しっかり繋がるのかというところなのかなと思っております。私、刑務所で勤務していた時にも、新潟市だけでは無く、これから出所していくという方々が、受け入れ先である各市町村に連絡をすると、けんもほろろな対応をされることも多くあります。ただ、その計画を見ると、ちゃんと受け入れていこう、共生していこう、なんて書いてあって、計画はあるのだけど、魂が入っていないというところが、非常に実感するところです。そういったところに是非、この地域福祉計画の中で、皆さんの積極的なご活発なご協力があれば、一人一人のところに届くのではないかなと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(金子委員)

包括の金子です。周知ということで、少し感じたことをお話させて下さい。今回の調査で、この計画の存在を知っているかという3割を、3割しかと、見るのか、3割もと、見るのか、といったところのお話だと感じていたのですが、包括支援センターも介護保険ができた後にできまして、本当に最初は地域包括支援センターって長いですし、わかりません。ただ、体感的に年数が経ってきて、包括というところで、周知はできてきているのかなと感じています。私たちも日々、この周知に関しては、手を替え、品を替え、伝えていっているのですが、この計画ができたあかつきには、この周知についても、いろんな意見が交わされたりするのではないかなとも、考えておりました。ですので、私もう一つ、自分自身の反省ということで、例えば包括は非常に地域のお茶の間とかに、たくさん呼んでいただいております。現場に出てもいます。ただ、こういったダイジェストが出ておりますが、今まで、そういわれてみると、使ったことも、周知したことも無い、ということに気づきました。是非是非自分たちの活動、いろんな新潟市の団体があると思いますので、

その団体の人が地域に出た時に、少しでも時間を作って、こういったダイジェスト版を使つてのPRも、私自身していきたいなと感じました。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ミクロのレベルで議論していくと、地域包括支援センターが、新潟市の中で横ぐしをさしていく相談支援の役割を、どのように持っていくのかという事が、きっとこの後議論になるかもしれませんので、よろしく願いいたします。今日は検察庁からお見えいただいておりますので、これまでのやり取りをお聞きになっていただいて、ご質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

(本山委員)

検察庁の本山でございます。検察の入口支援につきましても、さほど古いわけではなく、近年になりましてから、重点的に力を入れているところでございます。その支援を行うにあたりまして、検察庁としては、資源を持っておりません。そこで、各市町村さんをお願いしていく、その繋ぎ役をしているのですけれども、いかにせんだここに繋げていくかについては、まだ検察庁でも把握しきれてないところでございまして、その都度その都度、行き当たりばったりで、模索しながらご連絡させていただいているところでございますので、そういうところも含めて、すぐ支援に繋がる連絡が出来る体制作りの為にも、この計画を、よりよいものにしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

是非よろしく願いいたします。県の再犯防止計画の際も、検察庁からおいでいただいて、いろんなお話を伺いました。そうしましたら、委員の方々もその場で初めて、検察庁がどのような相談支援をしていただいていたのかを、初めて知ったという方もいらっしゃいました。新潟市の計画作りにおいても、よろしく願いしたいと思っております。帯瀬委員いかがでしょうか。

(帯瀬委員)

私はどちらかというところ、成年後見に関する分野になるのですが、それを通じて、ちょっと困っているなというところが、行政の縦割りのところなんです。福祉計画は当然、総合的なところがあって、横ぐし、連携ということになるのですけれども、実際に福祉計画に基づいて動いたとき、やっぱり縦割りのところが出てくる。そういったところをもうちょっと、福祉計画の中に、その弊害どういう対応をしていくのかという視点で、重点的に盛り込んでいけたらなと考えております。

(丸田委員長)

大事なところをご指摘いただきました。言葉の上では横断的にとか、各計画の上位計画

としてという、説明はつくのですが、実態としてどうなっているのかということになると、いろいろ議論しなければいけないだろうなと思います。今の意見は大変重要な指摘です。

(蛭原委員)

ちょっと違う観点から。76 ページ、資料のほうを見ておまして、率直に、市民はよく見ている、と感じました。地域の福祉を担う人材の育成ですとか、地域の課題ですとか、まったくその通りで、ちょっと前後して先ほどの話に絡めて申し上げると、市民が、福祉制度とかそういうものを全然知らないで幸せに暮らしているとしたら、それはそれで、良いことだと思うのです。いざというときに、ある種の保険、社会保険ということもありますけど、社会保険とか社会保障とかの制度というのが、発動される。一方で、漠然とであってもこのような課題があるということも、市も承知しているので。特に私は、人材のことに関心があるのですが。例えば全国でいいますと、認知症の患者は全国で数百万一千万という単位になってくる。それに対しての担い手というのは、せいぜい数十万とか、規模が全然違うわけです。差しさわりの無い範囲で申し上げますと、私の部下が社会福祉士をとったりとか。ところが今の若い人にとって、成年後見を担うというのは相当ハードルが高いということのようです。先ほどの司法分野の方のお話に絡めて申し上げますと、これはもっとハードルが高いです。刑余者に対しての支援、そんなのとんでもありません、私にはそんなことできません。という若手が多い。そういう、担い手を育成するということを、常に念頭に置きながら計画を立てないと、立派な計画は立てたけれども、担う人がいないと。そうするとあと何十年後かは、私も還暦すぎたのですが、要支援状態になった時に、いったい誰が私の支援をしてくれるんだろうかということになるのかなと感じました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

大きなご意見をいただきました。事務局に確認ですが、各委員からお話をいただいた論点なり、意見なり、あるいはこうしたほうがいいのかという提案については、その都度、各区における地域福祉計画の策定委員会のほうへ情報提供できるような、そのようなお考えをお持ちでしょうか。そうなって欲しいと願っております。

(事務局)

ありがとうございます。この会の議事録については、各区のほうへも随時送ることを考えております。今日も参加できる区は来ていますし、欠席の区も含めて議事録は全ての関係各課に送ります。

(丸田委員長)

よろしく願いいたします。他にいかがですか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。いま、ここでこんなことを発言するのと言われてしまいかねませんけれども、今、手話通訳という立場、そして、ボランティア連絡会のボランティアの活動を通して、多様な障がいをお持ちの方、精神障がいとか、発達障がいも含めてお持ちの方、ご高齢の方、いろんな方たちと会ってお話することがあるのですが、その方は情報得たり、理解するのが中々難しい人たちなのです。ですから、ちょっとした簡単な文章でも説明しながら、確認しながら前に進んでいくという中で。地域福祉計画の中で9計画ありますけど、こんなにたくさんあったのかというのがまず第一印象で、必要であれば必ず事前に計画とか全部確認してから出向きますけれども。たぶん重複の方とか、聴覚障がいをお持ちの方は、例えば新潟市の障がい者計画と二番目の障がい福祉計画との違いとか、あるいはすこやか未来アクションプランなど子ども政策課の二つの違いとか、最後の医療計画と健康づくりの違いというのを、通訳が説明してといわれても中々難しい。現物を見てきちんと中身を把握していかないと、対象者のリテランシー、読み書き理解度によって、中々難しいのかなというのが根底にあります。ですから、計画作りですとか広報とかしていただく為のものについては、かなり配慮したものを是非出していただきたいなという、願いです。

(丸田委員長)

ありがとうございました。事務局におかれてはよろしくお願ひしたいと思います。時間もそろそろ残り10分くらいになってまいりましたので、最後に、佐久間部長いかがでしょうか。委員の方から質問出させていただきました。また今後議論していかなければいけない事や論点も、活発に出していただきましたので、全体を通してお感じになったことなり、我々に対する宿題がありましたら、お願ひをしたいと思います。

(福祉部長)

本日は本当に、委員長からもお話しいただいたように活発なご意見、そして今後の計画を策定する上で、私どもが心に留めておかなければいけない、いろいろな項目をご指南いただいたと思っております。縦割りの解消であったり、市民協働という欠かせない観点についても、ご教授いただきました。また、地域福祉計画の周知の仕方ですとか、理解を深めていただく為にはどういう工夫が必要なのかについても、考えていかなければならないということ肝に銘じたところでございます。第1回の会議からこのように貴重なご意見いただきまして、私どもさらに気を引き締めて、よりよい計画になるように、これから作業を進めてまいりたいと思います。次回以降も引き続きご議論を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。

す。進行を事務局へお戻しします。

(事務局)

委員長、委員会の進行ありがとうございました。また、委員の皆様からもご意見いただきました。次回につきましては理念・目標、また宿題等、事務局案をお示しいたしまして、協議いただきたいと思いますと考えております。本日はありがとうございました。

(終了)